

「第 20 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 2 年 4 月 15 日（水）17 時 45 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは第 20 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

資料 1 枚おめくりください。新型コロナウイルス関連肺炎に関する、現在の状況です。

昨日 12 時の時点で、世界各国の状況は表の通りとなっております。感染者数、187 万、それから死亡者数に関しては、12 万人に達しようとしている状況です。国内の発生状況についてはその下の表の通りです。一番下、都内の発生状況ですが、昨日の 19 時 15 分時点におきまして、2316 名の方が、在住者で陽性となっております。

次に、福祉保健局の方から出されております新型コロナウイルス病原体検査実施等の状況です。検査の実施の状況につきましては、表のとおり、累計で 6993、合計 1 万 3340 という数となっております。陽性者の状況は下の表にあるとおりです。陽性者数、2319 名、入院中とそれぞれ表のような数字となっているところです。

また、病原体検査実施等の日別の状況や新型コロナ受診相談窓口の受付状況は、表のとおりとなっております。一番下が相談対応件数の累計になります。合計で 7 万 2000 件の相談がきているところです。新型コロナコールセンターの受付状況になります。相談対応件数については一番下のところになりますが、4 万 1000 件の相談が寄せられているところです。

次に新型コロナウイルス感染症への各局の対応になります。政策企画局は、新型コロナウイルス感染症に関する東京都の支援策を取りまとめまして、東京都の公式ホームページ等に掲載を昨日しております。

住宅政策本部は、新型コロナウイルス感染対策拡大の影響による、収入の減少に伴いまして、一時的にお支払いが困難な事情がある居住者の方に対して、都営住宅公社住宅等の使用料のお支払いを一定期間猶予します。

また、都営住宅におきましては既存する制度であります収入の再認定や減免制度を活用しまして、転職退職等による収入減少の場合には、最新の収入に応じた使用料への見直しや、さらに、一定基準以下の収入の場合には使用料の減額を実施する、という取組を実施しております。

福祉保健局は、失業等に伴います住居喪失者への一時住宅等の提供をいたします。

東京消防庁は、予防関連届出書類の郵送による受付を開始いたしております。

また、事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起しているところです。

次に、東京都緊急対策の概要ですけれども、これにつきましては後ほど、本部長の方からご発言がございます。

これ以外に各局等でご発言のあるところございますか。よろしいですか。

スカイプで参加をされている各局長等の皆さんで、もしご発言等あれば、ミュートを解除して発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本部長からお願いいたします。

【知事】

それでは、第4弾の東京都緊急対策について申し上げたいと存じます。

新型コロナウイルスの感染者数、急激に増大した状況が続いております。感染爆発の危機、何ら変わっておりません。

4月7日、国が緊急事態宣言を発出いたしまして、都は即日、都民、そして事業者の皆様方への、徹底した外出の自粛を求めたところであります。そして10日には、施設の休業等を要請いたしました。この間、ご協力いただいている都民の皆様方に改めて感謝申し上げます。

そして、都新型コロナウイルス感染症対策審議会が先ほど行われまして、専門家の先生方から、状況の厳しさについて、また、こうあるべしというご助言などをいただいたところでございます。

こうした状況の中で今回、東京都緊急対策、これが第4弾になります。そして、令和2年度の補正予算案の取りまとめをいたしましたので発表をいたします。

今回の緊急対策ですが三つの柱からなっております。

第1に、新型コロナウイルスの感染拡大を阻止する対策。

第2に、経済活動と都民生活を支えるセーフティーネットの強化であります。

第3が社会構造の変革を促して、直面する危機を乗り越える取り組みです。

これらを3つの柱として位置付けまして、総額約8000億円の対策を策定いたしました。

これはリーマンショック、そして東日本大震災における緊急対策を大きく上回る過去最大規模の対策となります。

続きまして、令和2年度の4月都議会臨時会に提案する補正予算についてであります。

今回の緊急対策に掲げます施策のうち、6月までに着手すべき事項を具体化いたしまして、総額3574億円の補正予算案を提出いたします。

この中で、第1に、感染拡大を阻止する対策といたしまして、1455億円の計上。感染拡大の防止に向けた取り組みとして、感染拡大防止協力金の創設、医療機関、社会福祉施設、学校等における感染を予防するための保健衛生用品の配備の支援などを進めるものであります。

なお、今日から、協力金の制度などに関するお問い合わせを多々いただくかと思っておりますが、こちらは緊急事態措置等相談センターでお受けをいたします。

これに伴いまして、名称の方を変えて参ります。緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター、このように名前は改めまして、受け付けをいたしますが、お問い合わせの番号そのものは変わらないということでもあります。

次に、医療提供体制等の強化であります。

都立・公社病院におけます、陰圧装置、人工呼吸器等の整備、無症状や軽症の患者さんを受け入れるホテルなどの確保。医師、看護師等が深夜に及ぶ勤務の際に宿泊する施設の確保を支援するなどが含まれております。

また、都と区市町村が一体となって対策に取り組むための財政支援も行って参ります。

第2の柱であります。

経済活動と都民生活を支えるセーフティーネットの強化、こちらが2007億円の計上となります。経済活動におきましては中小企業制度の融資について、当面必要となる預託金の増額、そして新たに利子補給の制度を創設することで、実質無利子融資を実現するものであります。

また、活動自粛せざるをえない、プロのアーティストやスタッフの皆さんが制作した作品をウェブ上で、掲載、発信をする機会を設ける。そのことによって、アーティストの皆さんの活動を支援するとともに、在宅でも、都民の皆さんが芸術文化に触れられる機会を提供するというものであります。

都民生活におきましては、妊婦の方に、感染症対策として、検診などのタクシー移動に使えるチケット、それから、衛生資材等を配布する区市町村を支援する。そしてまた、中小企業の従業員に対します無利子融資を行います。

第3の柱です。

社会構造の変革を促し直面する危機を乗り越える取り組みではありますが、こちらには112億円の計上であります。東京のデジタルトランスフォーメーションを加速いたしまして、直面する危機を乗り越える取り組みとして、オンラインによる学習支援、オンライン診療、医療相談等の環境整備など、教育現場や医療現場におけますICTの活用を強力に進めるものであります。

また、3月の開始以降、多くの申請をいただいております中小企業テレワーク導入支援ですが、これを増額いたしまして取り組みを加速させます。

以上、補正予算案の内容でございます。

都民、そして企業のご協力のもとで、都庁組織が一丸となってこの対策、速やかに実行をいたして参ります。

また、引き続き都といたしまして、必要な対策は迅速に講じていく。各局が連携をしながら、都として全力で取り組んでいくように、皆さんにお願いを申し上げます。

最後になりますが、都民の皆様方には重ねまして、徹底した外出の自粛をお願い申し上げます。

まだまだです。もう一步どころではありません。まだまだ皆様方のご協力よろしくお願

を申し上げます。

そして都民、事業者等の皆様のご協力のおかげで、繁華街の人の流れはだいぶ変わっておりますけれども、一定の効果が出てきておりますが、一方で地域の商店街、スーパーなど、大勢の方々によって、一人一人は気づかないけれども集まってしまうと、3密になっているという状態でございます。

例えば日常生活に必要な買い物にお出かけになる場合は、家族の代表1人で、お1人でお出かけいただき、人手が多くなりそうな時間帯は避けるなど、人と人との接触を少なくするように、ご理解ご協力を強くお願いを申し上げます。皆さん一刻も早い事態の収束に向けて、一緒に頑張ってください。よろしくお願いいたします。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第20回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。